

第32回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和8年1月26日（月曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--------------------------------|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 71号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 2件 |
| 第 5 | 議案第162号 農業振興地域整備計画の変更について | 1件 |
| 第 6 | 議案第163号 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第 7 | 議案第164号 農用地の買入協議に係る要請について | 2件 |
| 第 8 | 議案第165号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について | 2件 |

○出席委員（13名）

- | | | | | | |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 平山 正志 君 | 2番 | 澁谷 洋 君 | 3番 | 大泉 義明 君 |
| 4番 | 小野寺典男 君 | 5番 | 佐藤 松喜 君 | 6番 | 渡邊 裕義 君 |
| 7番 | 森田 享子 君 | 9番 | 津野 斉 君 | 10番 | 甲斐やす子 君 |
| 13番 | 熊谷 英二 君 | 14番 | 嶋中 勝 君 | 15番 | 遠藤 聡 君 |
| 16番 | 佐藤 徳市 君 | | | | |

○議事参与の制限を受けた委員（0名）

○欠席委員（3名）

- | | | | | | |
|----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 8番 | 舟山 珠代 君 | 11番 | 笛木 眞一 君 | 12番 | 山本 政弘 君 |
|----|---------|-----|---------|-----|---------|

○その他出席者

- | | | | |
|------|---------|-------|---------|
| 事務局長 | 村山 尚 君 | 事務局次長 | 小幡 裕也 君 |
| 振興係長 | 工藤 理恵 君 | 農地係長 | 青島 雅明 君 |
| 主任 | 湊谷 沙紀 君 | | |

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第32回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は13名、欠席3名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

1番・平山君 2番・澁谷君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

第32回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第71号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第71号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容2件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第71号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長 熊谷委員

あっせん委員 澁谷委員、森田委員、舟山委員、甲斐委員。

報告年月日 令和7年10月2日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字オソツベツ5-23

現況地目 畑

面積 54,556㎡外24筆、合計面積524,482㎡

価格 14,973,000円

一時貸付予定者は●●●●さん。

番号2については、あっせん委員長、あっせん委員、報告年月日、一時貸付予定者が番号1と同じでありますので説明を省略いたします。

番号2

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん。

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字オソツベツ212-3

現況地目 畑

面積 257㎡

価格 3,327,000円

なお番号1から番号2につきましてはあっせん委員長であります熊谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番、熊谷です。

報告第71号、番号1から番号2について報告いたします。

令和7年5月8日に澁谷委員、舟山委員、甲斐委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行い価格決定し、●●●●さんと●●●●さんに価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和7年10月2日に、澁谷委員、森田委員、甲斐委員と私、事務局より青島係長で中オソベツ集落改善センターにおいて第2回あっせん委員会を開催し、一時貸付予定者を●●●●さんに決定いたしました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号2について事務局の説明、並びにあっせんに

あたられました、13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2までは報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第71号、番号1から番号2まで、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎議案第162号

○会長(佐藤徳市君) 日程第5。議案第162号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

議案第162号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字中チャンベツ255番地2。

現況地目、原野。

面積、13,779㎡。

事業主体、●●●●、●●●●。

土地所有者、●●●●さん。

土地選定の理由、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

なお、調査結果につきましては、津野委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 9番・津野君。

○9番(津野齊君) 9番・津野です。

議案第162号 番号1について報告いたします。

令和7年5月15日に、小野寺委員、山本委員、遠藤委員と私、事務局より小幡次長で現地調査を行いました。

申請地は参考資料の1ページから4ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第162号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第163号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。議案第163号、農地法第3条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第163号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり2件であります。

番号1

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野北3線133-3。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、17,749㎡外3筆、合計面積131,871㎡

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方の希望による、譲受人、経営規模拡大のため。
資金調達の方法及び価格、自己資金、4,500,000円。
譲受人構成員2名。
農地は949,663㎡。
経営状況については、説明を省略させていただきます。
なお、調査結果につきましては、遠藤委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 15番・遠藤君。

○15番（遠藤聡君） 15番・遠藤です。

議案第163号、番号1について報告致します。

1月7日に現地調査を行いました。

許可を受けようとする土地の表示および状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の●●●●さんは相手方の希望のため、譲受人の●●●●さんは、経営規模拡大のため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第163号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第164号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第164号、農用地の買入協議に係る要請について、内容2件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第164号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第22条の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法同条同項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は別紙のとおり2件であります。

番号1

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和7年5月7日。

土地の所在、字オソツベツ5-23。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積54,556㎡外24筆、合計面積524,482㎡。

続きまして、

番号2

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和7年5月7日。

土地の所在、字オソツベツ212-3

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積257㎡外4筆、合計面積は82,423㎡。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号2について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第164号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第165号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第165号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について内容2件を議題といたします。

お諮り致します。

審議の都合上、番号1と番号2は同様の案件のため、内容2件を一括審議に供したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1と番号2は同様の案件のため、内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

議案第165号について説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11条の規定により、農地中間管理機構に対して要請し、下記の農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、議決を求めるものであります。また、農地中間管理機構が下記の農用地利用集積等促進計画(案)のとおり認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積等促進計画は、別紙のとおり2件となっております。

番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。番号2以下、説明する場合は、●●●●さんと省略させていただきます。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ323-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、61,284㎡外44筆。合計面積、1,798,567㎡

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権等の期間、令和8年2月16日から令和18年2月15日。

土地の引渡時期、令和8年2月16日。

金額、無償。

支払方法はなしとなっております。

なお、番号2については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号1と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号2

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さんとなっております。

なお、番号1から番号2については熊谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 13番・熊谷君。

○13番(熊谷英二君) 13番、熊谷です。

議案第165号、番号1から番号2について報告いたします。

1月15日に現地調査を行ってまいりました。

貸主は、相手方の希望により農地を貸付け、

借主は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この新規の使用貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2までについては原案可決されました。

以上をもって、議案第165号、内容2件については原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第32回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第32回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前10時18分閉会）